

木曾三川流域治水史再考

Rethinking about the riparian work history in the Kiso 3 rivers basin

名古屋大学附属図書館研究開発室
Nagoya University Library Studies

秋山晶則
AKIYAMA, Masanori

Abstract

There are many historical riparian records around the Kiso 3 rivers. Since they are not organized exactly, some distortion has produced them on generally. If the museums, libraries and archives cooperate and these information resources are unified, the big possibility will arise in research.

はじめに

名古屋大学附属図書館が所蔵する高木家文書は、美濃山間部に在地した特殊な旗本、高木家に伝来した八万点をこえる古文書群である。高木家は、本家である西高木家のほか、分家の東・北高木家の三家にわかれしており、名古屋大学が所蔵するものは西家の旧蔵文書群である。この高木三家は、十七世紀初頭から幕命をうけて木曾三川流域の治水・用水管理に重要な役割を担い、宝永二年（一七〇五）以降は、三家交代で木曾三川流域の河川巡視を行なうなど、江戸時代を通じて木曾三川流域の治水行政を管掌したことで知られている。この役儀との関係で蓄積されたものが、高木家文書を代表する治水関係文書であり、流域住民が持続してきた水との闘いを考えるうえで不可欠の史料群として活用されている。

なお、西家は、維新後も同地に残り、学区取締や郡長・衆議院議員等の公職を歴任するなど、地方名望家として存続し、前述のように近代史料も含めた膨大な文書を伝えたが、東・北の両家は維新後相次いで同地を離れたため、その関係文書も分散することとなった。

このうち、東家文書については、徳川林政史研究所や名古屋市蓬左文庫ほか、個人蔵のものが確認されている。一方、維新後早くに絶家となつた北家の文書群については、既に散逸したか、あるいは灰燼に帰したものと考えられてきた。しかし今回、岐阜県内において、北高木家に關係する貴重な史料群が発見されることとなり（本誌所収「高木家文書調査報告（補遺II）」参照）、名古屋大学附属図書館研究開発室では、高木家屋敷遺構及び関連資料の保存と活用を計画中の岐阜県上石津町教育委員会とも連携し、その調査・研究を進めているところである。

同文書群には、家臣文書や旗本財政、維新關係史料のほか、これまで知られていなかつた十七世紀末から十八世紀初頭にかけての治水史料が数多く含まれていることが確認されている。この北高木家関係文書の登場により、木曾三川流域治水の研究は、新しいステージへと展開する可能性を帯びているが、それは同時に、これまでの木曾三川流域治水史研究との真摯な対話を要請するものもある。

小稿は、こうした環境変化をうけて、高木家文書をはじめとする治水関係史料群の持つ豊かな可能性を探りつつ、流域治水史の本格的な再検討に向け、いくつかの論点提示を試みるとともに、今後における地域史資料の高度活用にむけた連携のあり方についても提案を行うものである。

一 「御開堤」論の現状と課題

まず最初に、木曽三川流域治水史を再検討していく上で、一つの核となるであろう高木家文書に関し、それが名古屋大学附属図書館に所蔵されることとなつた経緯について、伊藤孝幸らの仕事を参考しながら、管見しておきたい。²⁾

高木家文書は、戦前から治水史料の宝庫として注目を集めており、後述するように、大日本治水協会による『治水雑誌』創刊号（一八九〇年）における史料引用（宝曆治水時に自殺した内藤十左衛門関係史料）をはじめ、一九一九年の渡辺世祐による史料採訪、一九三二年から五か年の間、黒板勝美が主宰する日本古文化研究所の調査なども実施されている。³⁾

しかし戦後の大きな混乱のなかで、それまで維持・保存してきた文書群を手放さざるをえなくなり、関係者は地元保存のため奔走したものの実現をみなかつた。そこで、文書群の重要性を認識していた徳川林政史研究所から譲渡依頼があるのだが、前述の黒板勝美門下で、当時高木家文書の管理を委ねられていた大垣市在住の中島俊司は、「尾州藩の御開堤により辛苦をなめた美濃国住人の悲痛な叫びの書類を如何して易々と尾州家に譲り渡すことが出来ようか」との思いでこれを拒絶したのであつた。

ここで中島が問題とした「御開堤」とは、関ヶ原戦直後の慶長十三年（一六〇八）頃、西国への政治的軍事的配慮から、尾張側の木曽川一帯に築かれたとされる大堤防のことである。美濃側の堤はこれより約一メートル低く抑えられ、ために常時水害に見舞われたとの伝承を伴つて紹介されることが多い。

この「御開堤」説は、流域全体のいわば常識とされているものであ

り、現在にいたるまで、書物をはじめ様々な媒体で確認・再生産されている言説である。まさにその言説により、尾張徳川家方面への譲渡は実現をみなかつたわけだが、一方で、文書の処分自体は不可避免な状況に置かれていた。そこで中島は、名古屋大学で国史学科の創設にあたつて同じ黒板門下の中村栄孝が、濃尾平野の総合研究を計画していることを知り、その基本史料として譲渡することを決意するのである。こうして中島が管理していた同文書群は、一九四九年、名古屋大学附属図書館に収蔵され、さらに一九五七年には、既に市場に出たいた関係文書も追加購入され、八万点をこえる現在の規模にまとまつたのである。中島は、その仲介にたつたときの思いを、「名大なれば徳川家と異なり岐阜県下の子弟も将来勉学される処だから利用価値もある」と、岐阜県人としての感情も徳川家に対する様な事はないと思つて、中村氏に相談した⁴⁾と述べている。そういう意味では、「高木家文書が本学で現蔵されていることそれ自体が同地域の近世治水史の大きな影響のもとに刻まれた現代史の一齣であった」と伊藤孝幸が指摘した通り、治水をめぐる地域の歴史意識が、文書の行方を決定づけたといえよう。

しかし、ここで少しく検討しておきたいのは、この高木家文書履歴譚でキーワードとなつた「御開堤」をめぐる言説である。先述したように当該流域では、いわば常識化している歴史イメージである。例えば、近年刊行された『愛知県の歴史』（山川出版社、二〇〇〇年）でも、「慶長十三年、家康は木曽川左岸に大堤防をつくらせて名古屋城外郭の第一線を固め」との記述がみられ、依然、歴史学関係者の間でも、「御開堤」の通説が強く支持されている様子を窺うことができる。

一方、管見では、この「御開堤」の通説に対し、すでに十数年も前に小島廣次から先駆的ともいえる疑問が投げかけられており、その後、原昭午⁵⁾や安藤萬壽男、『八開村史』（二〇〇〇年）にも引き継がれ、「御開堤」説については根本的な再検討の機運が生まれてきている。

そのうち、初めて通説への本格的な批判を行つた原昭午によれば、「不思議なことに、それら（御開堤—引用者注）の事実は、当時の史料・記録類では何ひとつ確かめることはできないのである」として、同時代史料の不在という事実に注意を喚起するとともに、「御開堤に

関する伝承は、あくまで伝承の域にとどめ、それをただちに事実とすることには慎重であるべき」と指摘するのである。^{〔1〕}

なお急ぎ付言すれば、原の指摘は、直ちに慶長期における治水事業の実在そのものを否定するものではない点に留意しておきたい。あくまで、「御囲堤に関する伝承」つまり、美濃側の堤が尾張側より三尺低いとか、災害時でも尾張側の修復が終わらないうちは美濃側の工事着手が許されなかつたといった類の人々に膚浅した伝承について、それを近世初期からの史実とすること（事実、数多くの自治体史に記載例がある）への疑問を呈したものであつた。

この点は、原が、尾張藩制の記録である「国秘録」^{〔2〕}の「木曽川堤築立、慶長十三戊申、同十四己酉両年ニ成、尾張方伊奈備前守、美濃方岡田將監、往古木曽川、木津村・北山名村ノ間ニテ南ヘ三筋流れ、又岩出村・般若村・草井村・小坂村夫ヨリ川下村々ニテ以上五流レ、都合八筋流ル、ト云」との記述から、同時期の美濃側での治水工事を指摘し、尾張側のみの治水工事であつたとする通説を批判している点にも窺える。さらには、同じ「国秘録」に掲載された木曽川並絵図の犬山城下手部分に「自是堤、木曽川堤慶長十四己酉年築立成」とあることを重視し、犬山城から葉栗郡小坂村あたりまでの木曽川に連続堤が築堤された事実を認めていることからも明らかである。ただしここでは、「御囲堤」に相当する施設が、下流部までの連続堤防として築造されていたか否か、原は「不明」と述べ、慎重な姿勢を崩してはない。

この原昭午の問題提起に応じる形で、安藤萬壽男や『八開村史』が注目したのは、「御囲堤」が尾張藩領を囲むとした場合、それは具体的にどの位置に築堤されたのかという点であった。というのも、木曽川下流部は、一九〇〇年に竣工した明治改修工事以前は、佐屋川や篠川などに分岐しており、木曽川左岸そのものが自明の事柄でなく、検証を要するテーマであつたからである。この問い合わせに対し、安藤は犬山から拾町野までの連続堤を主張し、『八開村史』では「本流を木曽川の分水拾町野まで、および下流を佐屋川までとし、さらにはその延長の篠川左岸堤防をも機能的には含む」との結論に達している。

この連続堤の実態を問う視角は重要であるが、直ちにその当否を論

じる用意がないため、ここでは別の角度からのアプローチとして、「御囲堤」説の形成過程について検討することとした。これについては、前述したような通説が踏襲される背景とも絡んでくるのであるが、歴史段階的なとらえ方が求められる一方、基本的な歴史情報が共有されていない点に大きな問題があるように思われる。

たとえば、安藤萬壽男は、「通説といえるものを最初に世に紹介した文献をこれまで尋ねてきたが、それは明治二三年（一八九〇）の『治水氾論』までしかたどりえなかつた。（中略）近世の史料には通説を裏付けるような史料がみられないのであり、通説は近代初頭における伝承、特に強大な権力をもつて近世の尾州藩に対し反感をもつ美濃国側の伝承にすぎなかつたかもしない」との見解を示しているが、果たしてそうであろうか。以下では、安藤が試みたのと同様、遡及的に文献史料を辿りながら、「御囲堤」説の形成過程を整理しておくことにしたい。

まず最初に取り上げるのは、『岐阜県治水史』（一九五三年）である。この文献は、戦前期に行われた史料博搜に裏付けられたもので、治水事業の履歴が網羅的に掲載された基礎的文献であり、その後の自治体史に大きな影響を与えたことでも知られている。

しかし、これらの自治体史における記述は『治水史』の叙述を正確にあまたものとは言えない。なぜならば、『治水史』では、「御囲堤は慶長十三年に工を起して、翌十四年に至り、ほぼ築立の功を竣えたようであるが、その後木曽川洪水によつて幾度か決壊して、屡々修築、増築を加え、久しい年月を経て、殆ど金城鉄壁ともいへべき、堅牢天下に比ぶものの無い本邦唯一の大堤防となつたものである」「御囲堤は前記の如く、創築後幾回かの洪水に遭つてしまは修築を加え増強せられた」と述べるように、堅固な大堤防が構築されたのは段階的な増強によるものであることを再三にわたつて強調しているのである。

また、「国秘録」を参照して、「この増強工事は久しい年月を経た後にも行われ、御囲堤創築後百八十余年を隔てた寛政三年には、三尺の嵩置が行われ、それより八年後の寛政十一年には、さらにまた三尺の嵩置をせられた」とする一方、「対美濃の諸堤は御囲堤より低きこと三尺たるべし（中略）等の不文律を以て、美濃側に強制したと伝えら

れるのは、けだし此の頃より起こつたものであろう（傍線引用者）」とも述べており、寛政画期説ともいべき論を立てていたのである。残念ながら、この指摘は長らく放置されたまま、あたかも近世初期に「金城鉄壁」の巨大堤が築かれたかの如き単純化された解釈が自治体史に数多く掲載され、常識形成にも一役を買うこととなつたものと推察される。

この『治水史』に先行する文献には、西村捨三『治水汎論』（一八九〇年）及びそれを引用した吉田東伍『大日本地名辞書』（一九〇二年）がある。後者を参照すれば、「治水汎論云（中略）親藩の威權を以て、国堀犬山町より弥富村に至る十二里、所謂御囲堤と称へ、長城然たる大堤防を築成して、今も揖斐川・長良川の水害に困難を極むる西濃數十方里の低地と勢州・長島・桑名等の勾配低き西南地方へ、岐蘇本川の大水量を」との記述があり、すでに『治水史』段階の認識とほぼ共通する基本型が形成されていたことがみてとれる。

さらに遡及すると、『治水史』に掲載されている一八七九年（明治十二）の『美濃國水理改修懇請願書』（岐阜県史稿）という史料がある。そこには、「徳川治世ノ初メ旧名古屋藩尾張国全部ヲ受領シ（中略）自國ヲ囲フノ一大堤塘ヲ築ク（寛永十五年ヨリ後ノ築造ニ係ル）（中略）水害美濃一方ニ傾向ス」とあるように、築造年が寛永十五年以後とされる点が異なるものの、連続堤築堤と美濃側被害という基本型は確認できる。これは、西濃地域有力者による新政府への治水事業嘆願書という性格の史料であるが、少なくとも明治の早い段階に、所謂「御囲堤」説が広く共有されていたことは確認できる。

明治以前となると、やはり史料は極端に乏しくなるが、皆無という訳ではない。『八開村史』が指摘する天保期の荷之上村絵図史料などに「御囲堤」の記述が確認される。

特に検証が求められるのは、先述した寛政段階の「三尺倍置」事業である。『治水史』を含め、これまでには「国秘録」の記述に依拠して言及してきたものであるが、ここでは、傍証となる史料として、尾張藩普請奉行手付吟味役をつとめた奥村徳義の隨筆『松濤棹筆』⁽¹³⁾を引用しておきたい。

木曽川御囲ひ堤と美濃堤と引比候へハ、よほとの高低と相見候、

此木曽川堤を高く太く御普請ありし事ハ、徳義が八、九ツ頃〔朱書「寛政五丑年ニ生ル、享和年カ」〕の様ニ覚えたり、夥しき御入用なりしか御成就なり（中略）木曽川堤ハ見分役加藤市之右衛門（割注略）執達して築く（中略）木曽川堤築高め太める時、御普請奉行水野千之右衛門当職頭にて、不可有御領・他領差別と有しを、加市押て奏上を望ミ、終に事被行しと、若年之節承り及ひし。この記事は、嘉永三年（一八五〇）の洪水被害に関連した記述であるが、寛政年間の尾張藩による木曽川改修工事について大変興味深い指摘をしている。すなわち、見分役加藤の発案で木曽川左岸（尾張側）の堤を一挙に嵩上げ増強したのであるが、美濃側に対する差別的治水策であるとして、普請奉行である水野が反対していたというのである。関連史料が確認できないため、現在のところ真相不明であるが、幕末段階まで、このような風評があつたことだけは認めてよからう。

なお、これに該当する普請がいつ行われたかであるが、「国秘録十二」に記載のある北方代官所の普請図によれば、寛政三年（一七九一）及び寛政十一年（一七九九）の両度、「堤重置」が行われ、それに伴い木曽川堤に隣接した陣屋や手付・同心屋敷の引き上げが行われている。また、荷之上村（現愛知県弥富町）服部家文書中の記録「萬覚書帳」を分析した石田泰弘によれば、「木曽川御囲堤、犬山辺より平島新田まで春秋兩度修復仰せつけられる（寛政元年七月）」、「御囲堤丈夫附、追々なられる（寛政二年正月）」「濃州御囲堤丈夫附、所々修繕、勢州長島・桑名領公儀普請成し下され、入用金二〇万両程（寛政十一年三月）」との関連情報が紹介されている⁽¹⁴⁾。

以上、わずかな史料からではあるが、さしあたり、この寛政期の「御囲堤丈夫附」により、かなり大規模な増強がおこなわれ、それに対しても当時から「差別的」との批判が出されていたとの情報を確認することができた。先述した歴史段階的にとらえるといふ点でいえば、この寛政期の「丈夫附」が、流域における「御囲堤」の通説的理解を形成する一画期となつた可能性は高いと思われる。さらに、尾張藩内部や濃尾両地域の村方も含めた関連史料を博搜し、寛政画期説も含め、いくつかのステージに分けて史実の確定を行うとともに、地域における歴史意識形成の問題についても検討することが課題となろう。

二 三川分流への道

前項で扱った「御園堤」とともに、木曽三川流域治水において注目されてきたのが、宝暦四年（一七五四）から翌五年にかけて行われた「宝暦治水」事業である。この「宝暦治水」は、三川分流を行つた明治改修（一九〇〇年竣工）の先駆的事業として評価されてきた。

そもそも、当該水系では、養老断層に沿つて沈み込む東高西低の土地傾斜（濃尾傾動地塊）を反映して、木曽川、長良川、揖斐川の順で河床が低くなつており、かつて下流では水脈が網の目状に結合していた。このため、最大水量を誇る木曽川の水は、大量の土砂をともなつて長良・揖斐川へ押し寄せ、両川での逆流・洪水を生む環境にあつた。加えて、領主間の戦闘が終息した十七世紀は、「大開発の時代」であつたとされるが、当該水系でも、中下流域で新田開発（輪中形成）が活発化するようになると、河道固定・遊水地の狭隘化、さらには土砂堆積による河床の上昇が進み、破堤や輪中内の排水障害（悪水）が深刻な被害を及ぼすようになつていった。

特に被害が大きかつたのが揖斐川流域である。元禄十五年（一七〇三）には、高須・福束・本阿弥輪中七十二か村が、連年の水害原因が下流域の新田開発にあるとして、その撤去を幕府評定所に訴え出た。¹⁵⁾これを契機に、下流に位置する桑名・長島藩領の新田撤去にとどまらず、美濃国中の河川において、水行障害となる竹木・流作場・洲・人家などを対象とする、初めての大規模な取り払い普請工事（宝永の大取払い）が実施された。これは、洪水を速やかに海へと流下させることで水害を回避しようとするもので、「わが国の治水策に一つの方向を与えた」¹⁶⁾とも評されるものであった。

以後、幕府は、高木三家を河道の監視・整備にあたる川通掛（水行奉行）に任命するなど、予防的見地にたつた恒常的かつ広域の治水政策を展開し、一定の効果をおさめたが、前述のような構造的問題に対しては、根本的な対策とはなりえなかつた。

そこで登場するのが、木曾、長良、揖斐の三川の分流構想である。この構想は從来、何ら史料的根拠を明示しないまま、享保年間に幕府勘定吟味役と笠松郡代を兼任した井沢弥惣右衛門為永の創案によるも

のとされた。¹⁷⁾しかし、この点についても、原昭午が「彼の手腕が發揮されたと認められる事実は、いまのところ史料・記録類に見いだすことはできない」と指摘したように、再考の余地がみとめられる。

この宝暦治水での三川分流策に至る過程を辿つてみると、史料的には、以下の流れを確認することができる。

まず、元禄・宝永期の河道整備により、流域治水は小康を得たようであるが、早くも享保期には再び流下障害が顕著となり、享保二年五月には高木三家及び美濃郡代による大規模な「取扱」¹⁸⁾事業が計画されおり、土砂堆積・水位上昇による「逆水」問題も各地で起こつている。¹⁹⁾

こうした事態に対し、流域村々はどのような対応をみせたであろうか。既に知られているのは、次掲史料のように、延享三年（一七四六）正月、高須輪中四十か村庄屋が連名で出した訴願に、初めて明確な「三川分流」要求が出されたことである。²⁰⁾

一、右申上候通、只今迄之通にては、御百姓相続も難仕迷惑至極奉存候儀御座候故、水落之義段々相談仕相考申候処、木曽川之常水段々高ク成、伊尾川之水是レ被押支、其上桑名川走埋水行悉差支申候故にて御座候へば、木曽川・伊尾川を海口迄分通し、海へ流入候様ニ被為仰付被下置、万寿新田之埜を壹里程川下へ御下ケ（下略）

関連して、ここでは、このような三川分流プランが立ち上がりつてくるプロセスを確認する意味で、やや長文ではあるが、寛保二年（一七四二）冬、流域七十三か村から多良・笠松両役所に提出された願書をとりあげてみたい。

寛保元辛酉年十二月

濃州

美濃国川々水落指支二付川浚願書 御料私領七拾三ヶ村

乍恐書付を以御訴訟申上候御事

一、美濃国川々、近年別川下寄洲高水落悪鋪、悪水落兼候付、美濃国安八郡・海西郡・石津郡・勢州桑名郡御料・私領村々之内七拾三ヶ村、年々水損相増御百姓困窮至極之上退転可仕体

罷成候付、此度水落之儀御訴訟申上候御事

一、木曾川・長良川・伊尾川・牧田川・梶瀬川水行差支候付、四

拾年以前元禄十五五年御訴訟申上候処、御見分之上、翌未年川
通出張候所々、其外長猿尾・藪野・柳原・砂寄之場所、桑名御
城際之乱杭迄御取扱被仰付、水行宜被成候付、村々水落能立毛
水損不仕、御百姓奉悦罷在候処、近年度々洪水、其上先年御取

払之場所年を経候付、連々と寄砂溜、別南野郷村・飯塚・長
嶋・坂手河原・藤浅河原杯ハ大分砂寄高、河原・草野・被成、
川巾狭り、前々ハ三百間余之川巾候処、只今ハ潮時之節

漸三四拾間程之川巾、水深壹尺程馳埋、上之輪与左衛門新
田先年御取払之跡川巾四百間余之所、當時ハ川巾四拾間程狭
り、御堤五六合目程寄砂付、常水之通路終僅罷成候故、
常々船往来難成、惣川通砂馳埋候付、水行甚悪敷罷成候、因
是地低ク之村々ハ年々溜り水立毛植付難成儀、池同様罷成、
地高成所迄も水淺作毛水損仕、御百姓居屋鋪迄宛水乘候故難儀
至極、下り方水損所田畠計扣候御百姓者近年之内追々退転仕、
亡所同前罷成候村方も御座候事

一、木曾川通砂高罷成、油嶋新田出先キ伊尾川落合之所^江木曾
川水押掛強ク、逆水仕候水落甚差支罷成候御事、右之趣御
座候間、水行差支候所々、乍恐御見分被遊被下、水落宜被為仰
付被下置候様奉願上候、川通水行障候所墨引絵図別紙指上申
候絵図面之趣御見分之上、被為仰付被下候ハ、此度願主之
村々御料御私領之御高四万石程之分ハ勿論、西美濃村々凡拾三
四万石程之分水落宜罷成、上ケ方ハ水損を通、下り方池田様^江
當時成居申候田畠^江再開発之御田地と罷成、御百姓取続御料御
私領共御収納^茂おのつから相増、惣体水引取宜候^隨堤川除
御普請等入用^茂相減可申と乍恐奉存候間、御憐愍を以御見分被
成下、絵図面墨引仕候通川通水行障候場所御取扱被為仰付
被下、其外油嶋新田出先キ落合之所、堤並流隨イ長百五拾間
程、高ハ瀬上^三式尺高程之築流被為仰付被下置候様奉願上候、
併右油嶋築流計被仰付、下川凌切欠石被仰付候ハ、立田輪中
へ障り申候間、右兩様共被仰付被下置候様仕度奉願候、年々打

統水損故御百姓困窮至極仕亡所之体罷成、此上水損相通可申

致方無御座候、御慈悲之上御見分被遊、御入用を以御普請被仰
付被下候様奉願上候、笠松・多良於両御役所難被仰付儀御座
候ハ、私共江戸表^立罷下打話御願申上度奉存候、偏御慈悲之

御勘弁奉願候以上

寛保元酉十二月

松平秀之助領分

海西郡長久保庄村屋

彦兵衛

七十三か村の要求は、連年の水損が起ころる主要因を土砂堆積にみて、
①元禄・宝永の取扱普請同様、水行障害となる場所の取払いや浚渫、
及び②木曾川が揖斐川へ合流する油島新田地先への「築流し堤」設置、
であった。このうち、②は三川分流を構想する上で重要な鍵となる工
リアである。そこへ「築流し堤」という不完全な形ではあれ、水制工
事が要求されている点に注目される。なお、この要求には、それが容
れられなければ江戸出訴も厭わないと強い調子が記されていた。

こうした要求に対し、多良・笠松両役所では、村々の申分である
「水落差支」及びその処置としての「川浚」を不可避とみて、願書が
提出された翌月（寛保二年正月）、早速に勘定奉行衆に対し「川浚」
見分の指示を願い出ている。

これに対し勘定奉行所では、三月六日付で見分を指示する書付を多
良・笠松双方に出しており⁽²⁾、その過程のやりとりから、相当大規模な
調査が計画されていたことが理解できる。

実際の調査は、佐野家文書を紹介した松原義継によれば、寛保二年
(松原は寛保三年とするが誤り)九月八日～一四日の七日間にわたり、
笠松代官瀧川小右衛門・水行奉行高木求馬（北高木家）らが中心とな
つて、部下数名を従え、また七十五か村の代表村役人十六人が大小の
舟十六艘に分乗して、高須輪中から木曾三川の河口部を巡検し、水行
障害の問題点を調査したものであった。⁽²⁾

その復命書には、「此度海面迄見分」した結果、桑名沖に全長八キ
ロ幅四キロの高潮が出現して三川流下を阻んでいることなど、諸所で

土砂堆積による流下障害が起きていた様相が詳しく示されている。さらに、それへの対策として瀧川小右衛門・高木求馬が提案した「御普請之仕形」の第一番目に掲げられたのは、

一、伊尾川・木曽川落合之処、常水^{ニ面}も木曽川之水高ク、伊尾川之落口を押ヘ、木曽川出水強節^者伊尾川へ逆水仕候付、勢州油島新田^{ニ面}長百五拾間之猿尾壠ヶ所、長三拾間之杭列壠ヶ所川下之方へ出シ、長島領松木村^{ニ面}長四拾間之水分猿尾被仰付、此所^{ニ面}木曽川・伊尾川之水筋を分ケ、伊尾川之水落桑名川^{ニ常}水強引落シ候ハ、水落宜可相成

というよう、木曽川と伊尾川の分流を企図したものであった。²⁴⁾これは、おそらく多良・笠松両役所として三川分流に言及した初見と考えられるが、それは先述した通り、流域村々による提案内容の妥当性・有効性を認めてのものであつたことを指摘しておきたい。このほか、両役所の目論見では、桑名川の流下改善策として河川の浚渫・拡幅を行い水位を下げる計画も提案されていた。²⁵⁾

寛保期に行われた、村々の提案にもとづく両役所の実地見分と普請計画は、およよそ以上のようなものであつた。この一例をみても、流域村々の河相分析と改善策形成過程の一端が知られるのであり、流域治水史の豊富化をめざすには、こうした地域社会の動向をふまえることが不可欠となろう。今後さらに、支配文書のみならず、地方文書にも分け入って、地域社会の動向と論理、問題解決にむけた持続的営みの様相を明らかにしていかねばならない。また、これに加えて、流域治水を究極において統括する幕府治水機構及び政策の展開についても、全国動向を見据えながら、新たな見直しが求められよう。

三 宝曆「薩摩義士」像と高木家文書

きた。しかし一方で、古文書や古絵図などの一次史料が示す世界は、それとは大きく異なる様相を見せて いる。

例えば、天明四年（一七八四）には、長良川沿岸の八十一か村が、宝曆治水計画に従い築造・増強された大権（おおぐれ）川洗堰の撤去を求めた結果、二百か村以上が関与して四年間にわたる争論が起こつて²⁶⁾いる。流域における「宝曆治水」の否定ともいうべき現象である。こうしたことから、これまでの治水史研究においても、「宝曆治水はその規模の大きさと、悲劇的な薩摩藩士の死によつて、実際にあげた効果よりもはるかに高く評価されているのでは」といった評価がなされてきたのである。史料を虚心坦懐にふまえるならば、宝曆治水工事は、さまざまな制約から十分な成果をみず、水害激化地域が生まれるなど、地域間矛盾を増幅したことことが知られるのである。このような事実は、かえつて木曽三川流域治水の困難性を際だたせるものであり、それに挑んだ薩摩藩はじめ多くの人々の苦闘に満ちた歴史をリアルに伝えるものといえよう。

なお、一九三八年（昭和十三）、流域治水のシンボルとして、宝曆治水を指揮した薩摩藩家老平田駿負を祭神とする治水神社が建立されるが、この募金運動を行つた石榑敬一（一八九〇年生、三里村長・岐阜県議・衆議院議員を歴任、当時六十六歳）は、次のように証言している。²⁷⁾

その（犀川事件—引用者注）前に深い因縁があつたんです。薩摩義士を祭る奉納金のことです。鈴木淳一といふ名森の村長、これも在郷軍人で県会議員、有力者だったですが、この人の話によるとそりやしょつ中言いよるんですが、「何で俺の方が薩摩義士をまつらなかなんのか、あの薩摩義士が大権川や逆川など、あ、いうものを締め切つた、め名森輪中がどんなに迷惑を受けたか」と、私にはどういうことかわかりませんが、それだから治水神社を造る時私ども先棒を振つたわけですが「治水神社を造るで金を出してくれ」「何が何でそんなもの出す、手前の方は、上ぢやで、それは出すかも知れんが、俺の方は薩摩義士の締め切りによつて悪くなつたんじや、何でそんなもの出さんならん」と文句まで云われました。

ここで話題とされている「薩摩義士」とは、宝暦治水で犠牲となつた薩摩藩士（多数の切腹者を含むとされる）を顕彰した謂であり、

「御園堤」同様、流域で広く共有・再生産され、いわば常識化している物語である。証言のなかで、鈴木淳一が述べたとされる宝暦治水に対する否定的評価が、地域において江戸期から連綿と受け継がれてきた伝承にもとづくものであつたか否か、その確証を得るには至っていない。ひとまずここでは、流域において、「薩摩義士」顕彰とは別に、宝暦治水への憎悪すら語られる状況があつたことに十分留意しておきたい。

この「薩摩義士」像の形成については、羽賀祥一により、一八九〇年（明治二三）、河川改修運動を進める大日本治水協会が刊行した『治水雑誌』創刊号において、多数の切腹者を含む薩摩藩士の事績が初めて公開され、これを史実として顕彰運動が展開されていったことが明らかにされている。²⁹⁾

その『治水雑誌』の紹介記事では、「事実疑ヒナキコト、思ワレタレド、當時ノ世態病死ニ託シテ隠蔽セシモノト見エ」と、薩摩義士切腹が史料的裏付けを欠くことを吐露したうえで、切腹を虚構とみる疑惑を払拭するため、傍証として、宝暦治水時に自殺した高木家臣内藤十左衛門の史料二点（「聞取書」「死骸改覓書」、いずれも高木家文書）が掲載されていた。その意味で、「薩摩義士」像の形成には、高木家文書が深い関わりを有していたといえよう。これについては別に紹介したことがあるが、『治水雑誌』創刊時、大日本治水協会の発起人である山田省三郎から高木家に対して、国家的治水事業を要求するため、運動に資する治水関連史料の贍写を依頼した書状なども残されている。³⁰⁾

高木家文書の社会的評価が高まる背景には、その歴史史料学的価値の認定があつたことは勿論であるが、十九世紀末に始まる宝暦「薩摩義士」顕彰運動の影響があつた可能性も否定できない。文書群の「歴史」、歴史史料と歴史像の相互関係性など、今後の検討課題は多い。

むすびにかえて

以上、北高木家文書の登場という新しい歴史情報環境に触発され、木曽三川流域治水史を再検討していく際、重要な論点となると思われる問題のなかから、御園堤、宝暦治水、高木家文書等について取り上げてみた。特に、これまで史料的根拠が吟味されずに通説化してきたいくつかの点については、発生史的な方法に止目し、史料を遡及的に辿り検証することで、様々な解釈や研究可能性が生まれてくることを指摘した。未だ粗いコメントを付したものにすぎないが、今後、以下に期するような、関連する歴史情報資源の統合と共有化をすすめるなかで、さらなる深化を求めていきたい。

そのように述べたのは、木曽三川流域には、既知のものに限つても膨大な治水関係史資料が伝存しており、その規模は国内外でもとびぬけた水準にあるからである。しかし、史料情報の活用という面では、この膨大な情報量がネックとなっているのが現状であろう。こうした歴史情報資源を真に活用していくには、新しい情報技術も用いながら、目録データベースの構築や横断的な相互検索が可能な環境を整備することが求められている。それには、歴史情報資源を所蔵し、あるいはその所在を知悉する地域の博物館・図書館等の諸機関や諸個人の広範な連携が不可欠である。地域に遺された歴史情報資源の高度活用という共通課題に向かって、多くの施設や人が連携することで、これまでにない大きな成果が生まれることが期待される。³¹⁾

その一契機ともなるべく、名古屋大学附属図書館・同研究開発室では、目下、歴史情報を含めた学術情報資源の電子化とともに、コラボレーション機能をもつた電子図書館の実現をめざしている。これは、情報資源を広く発信・公開すると同時に、ユーザーから寄せられた情報資源を資料体にフィードバックして活用する双方向システム実現のための構想である。今後、木曽三川流域の歴史情報資源の研究と活用にむけ、このコラボレーション環境の整備を是非とも進めたいと計画しているところである。関係各位・各機関には、厳しいご意見とともに、ご支援とご協力ををお願いする次第である。

注

1. 高木家及び高木家文書については、「解題」『高木家文書目録 卷一』名古屋大学附属図書館、一九七八年。治水制度の変遷については、丸山幸太郎「近世美濃の治水制度」『岐阜史学』五五、一九六九年、等を参照。
2. 前掲註(1)。伊藤孝幸「名古屋大学による高木家文書購入の顛末」『館灯』一〇八、名古屋大学附属図書館、一九九二年。
3. 附属図書館には、一九三〇年代の古文化研究所の調査で作成された治水文書の目録カードが現存する。
4. 中島俊司「高木文書の整理」「古文化の保存と研究」黒板博士記念会編、一九五二年。
5. 一九六九年三月十日付、弥永貞二(当時名古屋大学文学部教授)宛中島俊司書簡。この書簡は、中島が名古屋大学での高木家文書の整理開始を伝える同三月九日付中日新聞の記事に接し、関係者として購入経緯を明らかにする必要を感じて寄せたものであつた。名古屋大学附属図書館所蔵。
6. 「国造りの歴史—中部の土木史」土木学会中部支部編、名古屋大学出版会、一九八八年。
7. 小島廣次「治水三題—三尺低かるべし違切り公儀自普請」『名古屋叢書二編だより』一三、名古屋市蓬左文庫、一九八六年。
8. 原昭午「近世の治水」『木曽三川流域誌』建設省中部地方建設局、一九九二年。
9. 安藤萬壽男「御開堤」についての通説を紹介「日本のかわ」七〇、日本河川開発協会、一九九五年。
10. 木曽川水系における近世の大規模普請は、文禄三年(一五九四)正月に実施された、豊臣秀吉による尾張一国規模の治水事業に始まる。当該事業では、動員された武士や農民の人数態勢を比較的詳細に知ることができる(駒井日記)。しかし、その工事内容や経過を示す史料は確認されていない。
11. 例えば、伊藤安男「治水思想の風土—近世から近代へ」古今書院、一九九四年。同「輪中再考—水と共生をめぐって—」『河川』六七八、日本河川協会、二〇〇三年)は、①木曽川両岸における破堤回数の比較、②対岸を無堤地とした城下を防御した江戸期の「差別的治水策」の実例、③尾張藩による強固な木曽川管理権を根拠に「何らかの作為的普請」があつたとする。しかし、こうした蓋然性の指摘とは別に、美濃側でも普請が実施されたことや、濃尾傾動地塊の構造評価を加味した場合、異なる推論も可能ではある。
12. 名古屋市鶴舞中央図書館所蔵。著者は北方役所川並手代を勤めた丹羽玄塘。森徳一郎「丹羽玄塘が事」『郷土文化』一一二、郷土文化会、一九四七年、参考。
13. 「名古屋叢書二編」所収、名古屋市蓬左文庫、一九八六年。注7も参照。
14. 石田泰弘「近世豪農層の記録と情報—尾張国海西郡荷之上村服部弥兵衛家の場合—」『尾張藩社会の総合研究』岸野俊彦編、清文堂、一〇〇一年。
15. 「岐阜県史」史料編・近世五、五六九、五七一頁。
16. 原前掲論文。
17. 「岐阜県治水史」では、「美濃在任中、三大川を初め各河川を巡視して、綿密な三川分流治水工事計画を立て、これを幕府の当路者に建言したのである。幕府ではただちにこれを実施するに至らなかつたが(元文三年三月為永の病没してから、十六年後に施工された宝曆治水工事は、実に為永が美濃郡代在任中企画した設計を基礎として、実施されたものであると伝えられる」と記している。
18. 高木家文書E3・1・四三八四。
19. 例えは、岩道・西岩道・口ヶ島の三か村が、享保十四年(一七二九)に多良奉行所に提出した絵図普請願書(『川とともに生きてきたII—北高木家文書を見た木曽三川流域の歴史・環境・技術』名古屋大学附属図書館一〇〇三年)。
20. 「岐阜県治水史」上巻、四四一~四四四頁。
21. 高木家文書E・3・四一五。四三九〇も参照。
22. 高木家文書E・3・四一六。
23. 松原義繼「本阿弥輪中」二宮書店、一九七七年。
24. 高木家文書E・3・五〇二八。北高木家文書中には、この西家史料の原本と推定される史料が確認されている。そこには、普請計画の箇所付(朱書き)があり、おそらく、佐野家文書中にある寛保年間の調査・普請目論見絵図と対応するものと思われる。
25. 潘川小右衛門と高木求馬によつて勘定奉行所に提案された内容(「御普請之仕形」)の概略は以下の通りである。

1. 浦島 150間猿尾	30間杭列	松之木 40間水分猿尾
2. 南之郷猿尾撤去		
3. 宝永取扱跡などの掘割		
4. 千倉村猿尾など		九四七両
5. 十万山掘割など		
6. 駒野谷砂留、福岡村猿尾		四五〇両
7. 大榑川洗堰(費用莫大ゆえ保留)		
8. 大藪村水剣洲掘割・八神村猿尾	八〇三両	
9. 三拾町野置洲掘割・八神村猿尾	見積計一九、七一二両	
26. 桐原十文「宝曆治水後の大榑川洗堰と油島締切」「木曽三川—その流域と河川技術」建設省中部地方建設局、一九八八年。
27. 笹本正治「宝曆治水とその問題点」同右書。
28. 「木曽三川の治水史を語る」建設省中部地方建設局木曽川上流工事事務所、一九六九年。一九六六年五月二十四日に行われた座談会での発言。
29. 羽賀祥一「治水の神の誕生—宝曆薩摩義士と木曽三川流域—」『歴史学研究』

七四)、「一〇〇〇年。

30. 秋山晶則「高木家文書調査報告（補遺10）」『名古屋大学博物館報告』十六、二〇〇一年。同「古文書の整理と保存」「東海地区大学図書館協議会誌』四七、一〇〇一年。

31. 地域連携への課題については、種田祐司「所蔵資料の高度活用をめざして—地域の博物館図書館等の連携—」[Libst Newsletter] No.1、名古屋大学附属図書館研究開発室、一〇〇一年、参照。